春は引っ越し各新生活の季節

上下水道の手続きを忘れずに!!

春は就職や進学、転勤などで引っ越しが多くなるシーズン。 引っ越しギリギリになって慌てないように、余裕をもって手続きを行いましょう。

■引っ越しをする前に



『上下水道の使用をやめる』手続き

引っ越しの4~5日前までに、水道等で使用 量のお知らせや水道料金等領収書に記載し てある「水せん番号CD」、「転居日(使用廃止 予定日)」、「移転先の住所」、「支払方法」等 を料金課へご連絡ください。

●連絡先/料金課お客さまセンター TEL:096-381-1118

	いつもご利用水道等に	ご使	用量	<u></u> නැ	お知			
亡使用場所	央区水前	寺 6	丁目	2 –	4 5			
6 m	水 太郎 ‡							
	りご使用につ		下記の	논참	りおり	自らせ		_
水ゼ	tん番号C	D	3-F	1	3-	# 1	戸数	1
13	234567		1任・ 4-9-番	9	013	13	23465	
今	検針日		28 年	7	月	5 E	1	
0	指 針 505							
前回指	前回指針(一) 458							
I - h - Wo	替水量(+)							
7-7-4X						_		
今回ご	使用量			4	7 m			
		月	5	4		今回相	負針日	

『水道料金等の清算』

熊本市の水道料金等は、実際のご使用期間に対して約2ヶ月遅れで請 求が行われます。引っ越しなどで清算を行う場合、遅れていた分をま とめて請求しますので通常の2~3ヶ月分となります。

ワンポイントアドバイス

引っ越しシーズンは インターネット受付が おすすめ!

引っ越しシーズン真っ盛りの3月は、電 話での手続きが大変込み合います。 せんな時は、24時間利用可能なイン ターネット受付がおすすめです。

●熊本市上下水道局ホームページ http://www.kumamoto-waterworks.jp/





インターネット受付の注意点 ◀

- ついては、口座の継続が可能です。申込画面の通信欄にその旨ご記入の上、 前住所の水栓番号(又は住所)と使用者名をご記入ください。
- ②使用をやめる手続き、使用をはじめる手続きはそれぞれの申請が必要です。
- ③日付の間違いが増えています。ご確認のうえ申請をお願いします。

家庭でも水の備蓄を!

飲料水は、大人で1日あたり3リットルが必要とされています。 3リットル×家族の人数×3日分を目安に飲み水の備蓄をおすすめします。

その他にも…

- ●お風呂の残り湯もトイレ等の雑用水として役立ちます。 普段からため置きを。
- ●防災グッズの中に折りたたみ式の水タンクなどの容器があると便利です。
- ●トイレの備えも重要です。 段ボール製の非常用簡易トイレ等が市販されています。









23つ越しをした後



『上下水道の使用をはじめる』手続き

熊本市内にお引っ越しされる場合は、 転居先の玄関等にある青いビニール袋 の中の『上下水道使用申込書』に必 要事項をご記入の上、同封の返信用 封筒でご返信ください。



ワンポイントアドバイス

●つい忘れがちな水道料金等の 支払には口座振替が便利



お申し込みは、上下水道使用申込書(下欄に水道料金等口座振 替依頼書がございます。)による方法と金融機関に備え付けの 申込書による方法がございます。また、料金課へご連絡いただ くと申込用紙をお送りします。

※お申し込みから振替開始まで約2ヶ月かかります(振替開始は別途ハガキでお知らせ)。 それまでは納入通知書によりお支払いください。

●インターネットからでも口座振替の申し込みができます (一部の金融機関のみの対応となります)

詳しくは 熊本市上下水道局 Web口座

ケータイ・スマホは 右のQRコードからアクセス!





●熊本市内間で転居される方は、

口座の引き継ぎが可能です

料金課へお電話いただくか、インターネット受付をご利用ください。 ※左のインターネット受付の注意点をご確認ください。

●料金のお支払いはモバイル決済も 利用できます!

PayPay、楽天銀行コンビニ支払サービスも4月1日から仲間入り!

スマートフォンなどのモ バイル端末を用いた電 子決済サービスで、上 下水道料金の納付書 のバーコードをモバイ ル端末のカメラで読み 込み、支払いができる サービスです。

\NEW!/

\NEW!/

Rakuten 楽天銀行 PayPay

請求書払い

LINE Pay 請求書支払い

熊本市上下水道局では、口座振替領収証の発行省略による 郵送費用の節減に取り組んでいます。

●井戸水等を使用しているご家庭の皆さんへ

井戸水等分の下水道使用料をお支払いのお客さま(井戸水等の メーター設置がない場合のみ)で使用人数・用途が変更になった 場合も届出が必要です。